解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

青森県上北郡七戸町字蛇坂五七番地三

職業訓練法人七戸職業能力開発協会

清算人　野田頭義美

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年三月三十一日さいたま市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

埼玉県さいたま市中央区下落合二丁目一八番六号

さいたま市風渡野南特定土地区画整理組合

代表清算人　山田　嘉松

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年四月二十三日小田原市長の認可により、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

神奈川県小田原市城山三丁目一一番一四号

小田原駅前分譲共同ビルマンション建替組合

清算人　髙橋　眞己

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年三月二十一日豊橋市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

愛知県豊橋市駅前大通一丁目五五番サーラタワー四階サーラ不動産内

豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合

代表清算人　石黒　功

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年四月八日熊本地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

熊本市西区城山上代町一一〇〇番地

宗教法人寂照院

清算人　弁護士　榎　崇文

連絡先　熊本市中央区京町二丁目一四番二五号　京町法律事務所